

山柔協 30-415号
平成31(2019)年1月21日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会 長 吉 岡 剛
(会長印を省略しています)

全柔連の会員・審判員・指導員・形審査員関連規定等の改正について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について全柔連において整理が行われ、改正概要「公認資格制度の標準化に係る関連諸規定の改正」が示されました。

改正の実務的な留意点は下記に記載しましたので、取り扱いに留意されるようお願いいたします。

なお、改正後の規定については、全柔連のホームページから閲覧が可能なほか、お申し出により、県柔協事務局から、規定、改正点についてメール送信します。(周南市柔道協会のホームページには、改正点も含め掲載)

記

1 公認資格の再有効化

形式的要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

【例1】

Aライセンス審判員が全柔連登録を1年間無登録であった場合、審判員資格は、その間、有効でなくなっているが、翌年、全柔連登録をすることで、資格の有効期限内であれば資格は有効となる。有効期限内でない場合は、全柔連登録後講習会を受講することにより資格は有効になる。)

【例2】

B指導員資格者が、全柔連登録を1年間無登録であった場合、指導員資格は、その間、有効でなくなっているが、翌年、全柔連登録をすることで、資格の有効期限内であれば資格は有効となる。

【例3】

B指導員資格者が、有効期限内に所定のポイントを取得できないために、資格が有効でなくなった場合、既定のポイントを取得することで、B指導員資格は有効となる。

2 学校顧問特例資格

学校顧問は、従前どおりの資格認定手続き（当協会では、一覧表を提出していただき審査）を行うが、全柔連登録が必要となる。ただし、登録料は無料。（平成31年度登録から）

3 指導員の登録費

登録料区分を改正し、指導員の登録費（1,000円）を設ける。例えば、社会人で指導員資格がある場合、社会人登録と指導員登録料の合計の登録料は、現状と変更はない。（平成31年度登録から）

※注意点

「役員」区分で登録した者が指導者資格登録すると、2,600円+1,000円=3,600円となり従前より高額になります。「社会人」区分で登録し、指導者資格登録すると従前と変わりなく1,600円+1,000円=2,600円となります。

4 公認柔道指導員マーク等の推奨

公認指導員については、公認指導者マーク等を付けることを推奨する。

5 大学生の特例

大学生のC指導員、C審判員の養成講習受講料、登録料を無料とする。当協会では、養成講習会の受講料にテキストも含まれているため、養成講習会受講時のテキスト代については、大学生の負担はない。

6 施行

登録関係は平成31年度登録から施行

登録関係以外の上記1、4、5について、平成30年12月10日から施行

2018年12月21日

公認資格制度の標準化に係る関連諸規程の改正

(改正の主な内容)

- 公認資格標準化の概要
 - 全柔連には現在以下の3種類の公認資格がある。
審判員、形審査員、指導員
 - これらは相互に似て非なる制度となっており、現場の混乱を招いている。本件は、これらをできる限り標準化するとともに、制度の明確化を図るものである。
→公認審判員規程、公認柔道指導者資格制度規程、公認形審査員規程の改正

- 公認資格標準化の方向
 - 公認資格の有効要件
資格の有効要件を明確化し、要件を欠いた場合は直ちに有効でなくなることにする。
 - 公認資格の有効期間
用語を統一するとともに、有効期間の定義を明確化する。
 - 公認資格の再有効化
資格が有効でなくなった場合に再有効化する要件を明確にする。
具体的には資格の有効要件不備を形式要件不備と実質要件不備に区分する。
 - ◇ 形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効となる。
 - ◇ 実質要件不備に関しては、資格が停止または剥奪されることにより有効条件不備となる。
 - 会員登録
 - ◇ 現在指導員のみ特殊な取り扱いとなっているので、審判員、形審査員と平仄を合わせる。→登録規程の改正が必要
 - ◇ 学校顧問特例資格は、柔道未経験者が生徒を大会へ引率することを目的に実質的にはボランティアで行っているため、登録費を無料としたうえで登録を義務とする。

○ 大学生公認資格取得促進制度の概要

- 現状では大会・講習会参加、審判・指導者活動等実施のほかに全柔連登録のメリットがなく、これらの活動を行わない者は登録を継続しないケースが多い。
- これに対応するため、大学生に対し公認資格取得を奨励し、公認資格の維持を全柔連登録のインセンティブとしたい。
- 具体的な取得促進策として、大学生に対し審判員・指導者講習の無料化、公認資格登録費の無料化を行う。

以上